

桑名市太陽光発電設備等設置費補助金 Q & A

目次

Q1	いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか	1
Q2	既設住宅への設置は対象となりますか	1
Q3	別荘への設置は対象となりますか	1
Q4	カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか	1
Q5	野立ての太陽光発電設備は対象となりますか	1
Q6	将来の住民を対象とすることはできますか	1
Q7	建売住宅への設置は対象となりますか	1
Q8	買替の場合も対象となりますか	1
Q9	増設の場合も対象となりますか	2
Q10	太陽光発電設備の能力がパネルとパワコンで異なる場合はどうなりますか	2
Q11	太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方はどうですか	2
Q12	母屋（親が居住）と離れ（子が居住）にそれぞれ補助されますか	2
Q13	店舗併用住宅へ設置する場合も補助対象となりますか	2
Q14	共同住宅へ設置する設備も補助対象となりますか	2
Q15	16 万円／kWh の蓄電池は対象となりますか	3
Q16	蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか	3
Q17	事業着手日はいつですか（「契約」＝事業の開始と判断すれば良いか）	3
Q18	事業完了日はいつですか（「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いか）	3
Q19	太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理はどうなりますか	3
Q20	価格が 72.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか	3
Q21	価格が 185 万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか	3
Q22	FIT を利用していないことはどのように確認しますか	3
Q23	自家消費が 3 割以上の条件はどのように確認すれば良いですか	4
Q24	国の他の補助金等と併用することは認められますか	4
Q25	太陽光の国の補助金を受けている者に、蓄電池のみ補助対象とすることはできますか	4
Q26	国の他の補助金等との併用確認はどのように行いますか	4
Q27	国のこどもエコすまい支援事業（新築 100 万円）※事業終了と太陽光は併用可能ですか	4
Q28	FIT を利用せず売電できる業者はどこですか	5
Q29	FIT と比較して金銭的に有利となるのはどのような場合ですか	5
Q30	実績報告書に保証書を添付する理由は何ですか	5
Q31	ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきでしょうか	5
Q32	10kW を超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費はどうなりますか	5
Q33	蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象とできますか	5
Q34	蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか	6
Q35	リチウムイオン蓄電池の JIS 対応の確認が困難なものはどうすれば良いですか	6
Q36	太陽光発電設備の価格が 7 万円／kW を下回る場合、補助はいくらになりますか	6
Q37	ポータブル蓄電池は補助対象となりますか	6
Q38	自家消費割合の報告は必須ですか	6

Q1 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか

- 原則、市が交付決定した日以降に設置事業に着手した太陽光発電設備が対象となります。一般的に着手日は、太陽光発電設備設置に関する工事等の契約をした日となります。
- 交付決定以前に補助対象事業に係る契約を締結しているが、契約日が令和6年5月23日以降であり、かつ、補助対象事業のための工事に着手していない方も対象となります。

Q2 既設住宅への設置は対象となりますか

- 対象となります。

Q3 別荘への設置は対象となりますか

- 「自ら居住する住宅」の敷地外であれば、対象となりません。

Q4 カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか

- 「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の30%以上を住宅の敷地内で自家消費しなければなりません。

Q5 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか

- 対象外となります。

Q6 将来の住民を対象とすることはできますか

- 実績報告時に住民であることを確認し、対象として頂いて差し支えありません。

【注】将来の住民＝申請時に市町外にお住まいであり、住宅の新築に合わせて太陽光発電設備等を設置し、転入される方。

Q7 建売住宅への設置は対象となりますか

- 対象とすることはできますが、他の要件の確認を十分に行ってください。

【例】設置者（購入者）が住民（申請者）であること（PPAは対象外です）

【例】中古設備でないこと（目安として、建売住宅が売りに出されてからおおよそ1年以内とします。）

- 太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する契約の日が事業着手日となります。
- 太陽光発電設備等の設置に係る費用が明確に分かる資料も必要となりますのでご注意ください。
- ※他の工事の費用との区分ができないものについては対象とすることは困難です。

Q8 買替の場合も対象となりますか

- 対象とすることはできますが、「買替前と比較してCO₂削減効果があること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。
- ※本補助金を活用して設置した設備の買替は対象外です。
- ※太陽光発電設備のパワコンのみの買替えなど、設備の一部のみの買替は対象外です。

Q9 増設の場合も対象となりますか

○対象とすることはできますが、他の要件の確認を十分に行ってください。

【例】増設した設備で発電した電力の30%以上を自家消費することを確認する。

※本補助金を活用して設置した設備のある住宅への増設は対象外です。

Q10 太陽光発電設備の能力がパネルとパワーコンで異なる場合はどうなりますか

○パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。

○「パネル（モジュール）のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置をする場合は補助の対象外です。

【例】過積載を目的としてパネルのみ増設

【例】故障により、どちらか一方のみ買替え

Q11 太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方はどうですか

○既存設備と別系統に接続した場合は「増設設備での発電量」の30%以上を自家消費してください。

○既存設備と同一系統に接続した場合は「既存設備での発電量＋増設設備での発電量」の30%以上を自家消費してください。

【注】同一系統に接続した場合は既存設備も非FIT（卒FIT等）であることが前提です。

Q12 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）にそれぞれ補助されますか

○1つの住宅に1回の補助金としてください。

○母屋と表現されている建築物と離れと表現している建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。

○なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合も多く、この場合はそれぞれ1つの住宅として扱い、それぞれに補助できます。

※建築確認申請の書類が判断の参考となります（土地の分割をしたうえで、新しい方の住宅を建築しているケースが多いと推察します）。

Q13 店舗併用住宅へ設置する場合も補助対象となりますか

○対象となりますが、併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備等を設置し、発電した電力の30%以上を住宅部門で自家消費する必要があります。

※住宅部門で30%以上を自家消費すれば、残りの発電電力については店舗部分で消費または電力会社へ売電等することは可能です。

※住民への補助としているので、「事業者（店舗等）が負担した費用」について補助することはできません。

Q14 共同住宅へ設置する設備も補助対象となりますか

○大家さんが共同住宅の1室に居住し、設置した設備で発電した電力の30%以上を自らの居室で消費する場合等は対象となります。

Q15 16万円／kWhの蓄電池は対象となりますか

○対象となりません。

※蓄電池の価格が15.5万円／kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は対象となりません（国要領・蓄電池交付要件イ・d）

Q16 蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか

○含まれます。

Q17 事業着手日はいつですか（「契約」＝事業の開始と判断すれば良いか）

○一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の開始日（着手）となります。

※太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する場合も、契約日が事業着手となります。

Q18 事業完了日はいつですか（「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いか）

○設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。

○また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q19 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理はどうなりますか

○小数点以下を切捨て処理してください。

Q20 価格が72.5万円（5kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

○ $72.5 \text{ 万円} \times 1 / 3 = 24.16\cdots \Rightarrow 24.1 \text{ 万円}$ となります。

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q21 価格が185万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

○ $185 \text{ 万円} \times 1 / 3 \times 10 \text{ kWh} / 12 \text{ kWh} = 51.38\cdots \Rightarrow 51.3 \text{ 万円}$ となります

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q22 FIT を利用していないことはどのように確認しますか

○交付申請時に添付してもらう「電力の消費量計画書」から売電計画の有無が分かり、売電を計画しているのであれば、実績報告時に「電力会社との売（買）電契約書（特定契約書）」の写しを提出してもらいFITの有無の確認をします（FIT売電の場合は売電契約相手が一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド（株）など）となります。）。なお、誓約書については、市民が補助金を受け取った後にFIT認定を受けることが可能ですので、補助金を受け取った後もFIT認定を受けない誓約をしていただきます。

Q23 自家消費が3割以上の条件はどのように確認すれば良いですか

○申請時に提出していただく「発電電力の消費量計画書」により確認します。

【参考】京セラのホームページで簡易シミュレーションができます。

<https://www.kyocera.co.jp/solar/personal/simulation/>

Q24 国の他の補助金等と併用することは認められますか

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金と他の法律または予算制度に基づき、国・県等、他の補助金等を受けている場合は、同一の対象設備に対して補助を併用することはできません。

Q25 太陽光の国の補助金を受けている者に、蓄電池のみ補助対象とすることはできますか

○国の交付要件では、蓄電池は同要件の太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であることと記載されていますので、蓄電池のみが補助対象となることはありません。

Q26 国の他の補助金等との併用確認はどのように行いますか

○誓約書の署名で確認することとします。

Q27 国のこどもエコすまい支援事業(新築100万円)※事業終了と太陽光は併用可能ですか

○三重県から、以下のとおり中部地方環境事務所及びこどもエコすまい支援事業の事務局の回答が示されております。

<中部地方環境事務所>

新築の補助金100万円を受ける場合、工事区分を分けて同一の設備でないことが確認できれば本交付金の制度上、併用は可能です。

一方で、こどもエコすまい支援事業の取扱いには国交省担当課に必ず併用が可能かどうかご確認ください（HP上では、「当該住宅に対して、重複して国の他の補助制度から補助を受けることはできません」と記載があります）。

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/new-house/>

<こどもエコすまい支援事業>

- ・100万円は太陽光を含む新築住宅の全体にかかっている
- ・「こどもエコすまい支援事業の内容について（令和5年5月19日時点）」（https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/assets/doc/kodomo-ecosumai_detail.pdf）資料の別紙11に、（新築100万円の補助について）「住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。」と記載している

以上のことから、太陽光発電設備が設置された新築住宅に100万円補助を受けている場合、併用は不可との回答でした。

Q28 FIT を利用せず売電できる業者はどこですか

○中部電力ミライズのホームページ等を参考にしてください。

<https://miraiz.chuden.co.jp/relevant/electric-shop/contractor/reports/index.html>

ページの下部に「固定価格以外での電力販売申込（非 FIT 買取）」の案内があります。

【注】買取対象者は営業エリア内の方に限るなど一定の条件が付くことがあります。

【注】本 Q & A 記載以外の事業者について、購入窓口をご存じの場合は県へ情報提供をお願いします。

Q29 FIT と比較して金銭的に有利となるのはどのような場合ですか

○設備設置費、発電量（日照時間）、自家消費量、売電単価、借入状況等、様々な要因があるため、申請者自身が個別に試算してください。

○なお、一般的には以下のような方は、本補助金のメリットが高いと考えられます。

- ・売電量が少ない方
 - 自家消費量が多い（昼間に在宅している、蓄電池設置等）
 - 発電量が比較的少ない
- ・借入金により設備を設置し、初期投資の一部を早期回収したい方
 - 借入額が多い
 - 借入金利が高い

Q30 実績報告書に保証書を添付する理由は何ですか

○保証書により、仕様を満たしている（中古設備でない）ことを確認します。なお、別資料により仕様を満たしている（中古設備でない）ことが確認できるのであれば、必ずしも保証書の提出を求めるものではありません。

○提出する書類について、仕様を満たしていることが確認できるページのみを抜粋して添付していただいても差し支えありません。

Q31 ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきでしょうか

○ハイブリッド蓄電池は太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。

○トライブリッド蓄電池（太陽光発電＋蓄電池＋EV 充放電システムなど）付帯のパワコンは対象外とします。

※蓄電池の交付上限単価にご注意ください。

Q32 10kW を超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費はどうなりますか

○補助に相当する発電（10kW）量の 30%を自家消費する必要があります。

【例】12kW の発電設備を設置する場合 → 発電量×10kW／12kW×30%以上の電力を自家消費する

Q33 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象とできますか

○蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

Q34 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか

○補助金算定の際は原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。

○定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V=Wh））（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。

- ・メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っていただいて構いません。
- ・メーカーへの問い合わせは必須ではありません（カタログやホームページに定格容量の記載が見当たらない場合は、蓄電容量を用いて構いません）。

〔参考1〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

〔参考2〕

蓄電容量（小数点第2位以下切捨）：SII 登録製品はホームページで検索可能です

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

Q35 リチウムイオン蓄電池の JIS 対応の確認が困難なものはどうすれば良いですか

○国要領に定めのある、リチウムイオン電池の交付要件 j (a) 及び k (a) に記載のある JIS 準拠の条件について確認が困難な場合は、SII にて認証を受けている蓄電池については安全基準が担保できるもの（交付要件を満たすもの）と判断します。

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

Q36 太陽光発電設備の価格が7万円／kWを下回る場合、補助はいくらになりますか

○実際の価格（工事費込み・税抜き）を対象とします。

Q37 ポータブル蓄電池は補助対象となりますか

○定置用であることが補助対象設備の条件としています。また、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることが条件であるため、系統連系タイプであることが必要です（供給先が100VコンセントやUSBのみでないこと）。

Q38 自家消費割合の報告は必須ですか

○桑名市としては報告を求めています。ただし、補助対象設備を補助金交付後も適切に管理・運用していくことや発電量の30%以上を自家消費すること等の条件が国の要綱等に記載されていますので、当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等は補助対象年度の属する翌年度以降5年間保存してください。
※法定耐用年数が5年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
※国及び三重県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。